

平成22年3月31日  
号外第4号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則（10・総務課）……………1
- 秋田県母子寡婦福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則（11・子育て支援課）……………1
- 秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（12・自然保護課）……………4
- 秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則（13・農畜産振興課）……………4

### 訓 令

- 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（2・総務課）……………6
- 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（3・情報公開センター）……………7
- 秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令（4・水と緑の森づくり課）……………7

## 規 則

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第十号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則（平成十三年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十五条の五」を削る。

第二条第一項の表を次のように改める。

地域活力創造課	活力ある農村集落づくり推進チーム
健康推進課	がん対策推進チーム

第二条第二項を削る。

第四条中「第六条総合政策課の項第三号」を「第六条地域活力創造課の項第一号」に改める。

第五条を次のように改める。

**第五条** がん対策推進チームは、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 組織規則第七条第一項健康推進課の項第二号に掲げる事務のうち、がん及びメタボリックシンドロームの予防の推進に関する事務
  - 二 組織規則第七条第一項健康推進課の項第三号に掲げる事務
- 第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第十一号

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十年秋田県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「受けようとする者」の下に「（次条に規定する母子福祉団体を除く。）」を加え、「各号」を削り、同条第四号中「収入」を「所得」に改める。

第五条中「令」の下に「第八条第四項及び」を、「保証人」の下に「（以下単に「保証人」という。）」を加え、「各号の」を削る。

第八条の見出し中「借用書」を「借用証書」に改め、同条第一項中「連帯債務を負担する借主（以下「連帯借主」という。）及び保証人が連署した」を削り、「借用証書に保証人の印鑑証明書及び市町村長が発行する収入に関する証明書を添えて」を「借用証書を」に改め、同条第二項中「連帯借主が連署した」を削り、「当該連帯借主」を「連帯債務を負担する借主（以下「連帯借主」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の借用証書には、保証人を立てた場合においては、当該保証人の印鑑証明書及び市町村長が発行する所得に関する証明書を添えなければならない。

第十条第二項中「及び保証人の同意書」を「（保証人を立てた場合においては、当該書類及び保証人の同意書）」に改める。

第二十三条の表第五条の項中

令第九条第一項	令第三十八条において準用する令第九条第一項	を
---------	-----------------------	---

令第八条第四項	令第三十七条第二項において準用する令第八条第四項
令第九条第一項	令第三十八条において準用する令第九条第一項

に改める。

様式第一号（裏面）中 「連帯保証人 氏名 ④」を 「連帯借主 氏名 ④」に、「保証人の」を 「連帯保証人 氏名 ④」に改め、同様式（裏面）の注中1を14とし、7から10を三つずつ繰り下げ、6を8とし、8の次に次のように加える。

9 連帯保証人の状況欄には、連帯保証人を立てる場合のみ記入してください。

様式第一号（裏面）の注中5を7とし、1から4までを二つずつ繰り下げ、同様式（裏面）の注に1及び6として次のように加える。

- 1 連帯借主の氏名の記入及び押印は、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ行つてください。
- 2 連帯保証人の氏名の記入及び押印は、連帯保証人を立てる場合にのみ行つてください。

様式第三号（裏面）中 「母子福祉資金（寡婦福祉資金）を借り受けたいので、次のとおり申請します。」を 「母子福祉資金（寡婦福祉資金）を借り受けたいので、次のとおり申請します。 次の母 子福祉資金（寡婦福祉資金）の借入れについて、連帯して債務を負担することを約します。」に改める。

福祉資金（寡婦福祉資金）を借り受けたいので、次のとおり申請します。

子福祉資金（寡婦福祉資金）の借入れについて、連帯して債務を負担することを約します。

連帯保証人 氏名 ④

理事の氏名及び住所等	氏 名
連帯借主及び住居等	氏


名
印
印
印
印
印
印
印
印
印
印

に改め、同様式（裏面）中 「 4（年） 円 」 を

	4（年）	円	
連帯保証人の状況	(氏名) (生年月日) (申請者との関係)		
	(住所)		
	(職業)	(収入)	円 (主な資産) 円 (主な負債)

に改め、同様式（裏面）の注中6を7とし、

「 からまじを」つぎつ續り下む、同様式（裏面）の注中1-2に次のように加える。

1 連帯保証人の氏名の記入及び押印は、連帯保証人を立てる場合にのみ行つてください。

様式第三号（裏面）の注中次のように加える。

8 連帯保証人の状況欄には、連帯保証人を立てる場合にのみ記入してください。

様式第五号（表裏）中「3パーセント」を「1.5パーセント」と改め、同様式（裏面）の注中次のように加える。

4 連帯保証人の住所及び氏名の記入並びに押印は、連帯保証人を立てた場合にのみ行つてください。

「連帯借主  
住所  
氏名 印」  
様式第六号（表裏）中 「連帯借主  
住所  
氏名 印」  
を  
「無利子」  
連帯保証人  
住所  
氏名 印

を「年1.5パーセント 無利子」と改め、同様式（表裏）の注中「連帯借主は、」を「連帯借主及び連帯保証人は、それぞれ」と改め、同様式（表裏）の注中次のように加える。

3 連帯保証人の住所及び氏名の記入並びに押印は、連帯保証人を立てた場合にのみ行つてください。

様式第六号（裏面）に次のように加える。

(保証人)

第3条 連帯保証人は、甲と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、違約金を包含する。

2 甲は、連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承認を得る。

様式第七号の注を次のように改める。

注

1 ※印欄には記入しないでください。

2 連帯借主の住所及び氏名の記入並びに押印は、修学資金又は修業資金の貸付金の増額を申し出る場合にのみ行つてください。

3 連帯保証人の住所及び氏名の記入並びに押印は、連帯保証人を立てた場合にのみ行つてください。

様式第十号の注に次のように加える。

3 連帯保証人の住所及び氏名の記入並びに押印は、連帯保証人を立てた場合にのみ行つてください。

様式第十一号の注を次のように改める。

注

1 ※印欄には記入しないでください。

2 連帯借主の住所及び氏名の記入並びに押印は、修学資金又は修業資金の貸付金の減額を申し出る場合にのみ行つてください。

3 連帯保証人の住所及び氏名の記入並びに押印は、連帯保証人を立てた場合にのみ行つてください。

様式第十一号中「保証人の変更承認」を「連帯保証人の変更承認」とし、「保証人を」を「連帯保証人を」とし

「

保証人
-----

」を「

連帯保証人
-------

」に改め、同様式の注一中「記入しないこと」を「記入しないでくだ

さい」に改め、同様式の注二中「保証人」を「連帯保証人」とし、「押印すること」を「押印してください」と改める。

様式第三十一号中「保証人」を「連帯保証人」と改め、同様式の注中「記入しないこと」を「記入しないでください」に改める。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の秋田県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

**秋田県規則第十二号**

秋田県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県立自然公園条例施行規則（昭和三十八年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「第十三条第四項」を「第二十条第四項」に、「同条第十九項第一号ロ」を「同条第二十項第一号ロ」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

**秋田県規則第十三号**

秋田県獣医学生修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、秋田県獣医学生修学資金貸与条例（平成二十二年秋田県条例第十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請)

**第三条** 条例第三条第一項の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 獣医学を履修する課程に在学する者であることを証する書類
- 二 在学する大学の学長又は学部長若しくはこれに準ずる者の推薦書
- 三 健康診断書
- 四 本人及び保証人の戸籍抄本及び住民票の写し
- 五 本人と生計を同じくする者に所得がある場合にあつては、市町村長の発行する当該者の所得金額を証する書類  
(申請書の提出期限)

**第四条** 前条に規定する申請書の提出期限は、毎年知事が定める。

(貸与の決定等)

**第五条** 知事は、条例第三条第一項の規定による申請があつたときは、修学資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定に当たつては、必要に応じ面接による審査を行うものとする。

(契約)

**第六条** 知事は、条例第三条第一項の規定により契約を締結しようとするときは、別に定める様式による契約書を作成するものとする。

(修学資金の額)

**第七条** 条例第三条第二項の規則で定める額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区分	額
国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する大学に在学する者	十万円
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人の設置する大学に在学する者	十二万円

(保証人)

**第八条** 条例第四条第一項の規定による保証人は、成年者でなければならない。

(保証人の変更)

**第九条** 被貸与者は、保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定その他の保証人を不適当とする事情が生じたときは、速やかに新たな保証人を立て、別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、被貸与者は、保証人を変更しようとするときは、あらかじめ別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

3 被貸与者は、前二項の規定による届出をするときは、当該届出書に新たな保証人の戸籍抄本及び住民票の写しを添えなければならない。

(解除等の通知)

**第十条** 知事は、条例第五条第一項の規定により貸与契約を解除し、同条第三項の規定により修学資金の貸与を保留し、又は同条第四項の規定により修学資金の貸与を打ち切つたときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(借用証書)

**第十一条** 修学生及び保証人は、条例第五条第一項の規定により貸与契約が解除されたときは、貸与を受けた修学資金について、直ちに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還計画書)

**第十二条** 条例第六条第一項の規定により返還債務を負う者は、同項各号に掲げる事由に該当することとなつた日(同日後直ちに条例第八条第三項の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、当該申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して二十日以内に別に定める様式による返還計画書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により返還計画書を提出した者は、当該計画書の内容を変更しようとするときは、別に定める様式による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(猶予の申請等)

**第十三条** 条例第七条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書が同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる事由に係るものであるときは、在学証明書、医師の診断書その他の当該事由に該当することを証する書類を添えなければならない。

ない。

2 第五条の規定は、前項の規定により提出された申請書に係る返還債務の履行の猶予について準用する。

(免除の申請等)

**第十四条** 条例第八条第一項又は第三項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書が同条第一項各号又は第三項第一号に掲げる事由に係るものであるときは、卒業証明書、医師の診断書その他の当該事由に該当することを証する書類を添えなければならない。

2 第五条の規定は、前項の規定により提出された申請書に係る返還債務の免除について準用する。

(期間の計算)

**第十五条** 条例第八条第一項第一号又は第三項第二号の獣医師の業務に従事した期間は、県の機関において獣医師の業務に従事することとなった日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、同日の属する月において再び県の機関において獣医師の業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算する。

2 前項の規定は、条例第八条第二項又は第三項第二号の休職又は停職の期間の計算について準用する。この場合において、同項中「県の機関において獣医師の業務に従事することとなった日」とあるのは「休職又は停職の期間の開始の日」と、「業務に従事しなくなった」とあるのは「休職又は停職の期間の終了の日」と、「再び県の機関において獣医師の業務に従事することとなった」とあるのは「再び休職又は停職の処分を受けた」と読み替えるものとする。

(免除額)

**第十六条** 条例第八条第三項の規定により返還債務の一部を免除する場合の当該免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基準として定めるものとする。

一 条例第八条第三項第一号の規定により免除する場合 返還債務の履行をすることができなくなったと認められる額

二 条例第八条第三項第二号の規定により免除する場合 県の機関において獣医師の業務に従事した期間(当該期間のうちに休職又は停職の期間がある場合にあつては、当該従事した期間から当該休職又は停職の期間を控除した期間)を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額

(在学証明書)

**第十七条** 条例第十条第一項に規定する在学証明書は、その年の四月一日現在のものとし、その提出期限は、同月十五日とする。

(届出)

**第十八条** 被貸与者(貸与契約を締結してから修学資金の貸与を受けるまでの間の修学生を含む。第三項において同じ。)は、次に掲げる事由に該当するときは、直ちに別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該届出書が第一号から第三号まで又は第六号に掲げる事由に係るものであるときにあつては当該事由に該当することを証する書類を、第五号に掲げる事由に係るものであるときにあつては獣医師免許証の写しを当該届出書に添えなければならない。

一 住所又は氏名を変更したとき。

二 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

三 停学の処分を受けたとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

五 獣医師免許証の交付を受けたとき。

六 保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。

2 前項の規定は、条例第五条第一項の規定により貸与契約が解除され、又は同条第四項の規定により修学資金の貸与が打ち切られた場合において、被貸与者が前項第二号に掲げる事由(休学し、又は復学したときに限る。)、同項第三号に掲げる事由又は同項第四号に掲げる事由に該当するときは、適用しない。

3 保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに、別に定める様式による届出書に被貸与者の死亡診断書又は戸籍抄本若しくは除籍抄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

訓

令

秋田県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田県部等設置条例」を「秋田県部設置条例」に、「部等及び」を「部及び」に、「第三条及び」を「第三条第一項に規定する課及び室、同条第二項に規定する少子化対策局及び課並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県訓令第3号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項から第六項までの規定及び第四条中「情報公開センター長」を「広報広聴課長」に改める。

第五条第三項中「第三条」を「第三条第一項」に、「第二条第一項」を「第二条」に、同条第四項中「情報公開センター長」を「広報広聴課長」に改める。

第七条並びに第九条第一項及び第二項中「情報公開センター長」を「広報広聴課長」に改める。

別表中「知事公室情報公開センター長」を「総務部広報広聴課長」に改め、同表知事印(危険物取扱者免状用・消防設備士免状用)の項中「知事公室総合防災課長」を「総務部総合防災課長」に改め、同表知事印(火薬類取締用)の項中「産業経済労働部資源産業課長」を「産業労働部資源エネルギー産業課長」に改め、同表会計管理若印の項中「出納局会計管財課長」を「出納局会計課長」に改め、同表知事公室長印の項を削り、同表部長印の項中「部長印」を「本庁の部長印」に改め、同表出納局長印の項を次のように改める。

本庁の局長印	楷書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">         県 ○ 長          田 ○          秋 ○ 局       </div>	一四ミリメートル平方	企画振興部少子化対策局長 企画振興部学術国際局学術振興課長 出納局会計課長
--------	----	---	------------	---

別表本庁の局長印の項の次に次のように加える。

危機管理監印	楷書	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">         県 機 監          田 理          秋 危 管       </div>	一四ミリメートル平方	総務部総合防災課長
--------	----	---	------------	-----------

「秋 田 県」 「秋 田 県

○ ○ ○ ○

別表地方機関の長等印の項中 ○ ○ ○ 知 を ○ ○ ○ に改め、同表の備考中第四号を第五号とし、第三(サーム

リーダー)」 ○ ○ 知

号を削り、同表の備考第二号中「事務所の長、秋田県チーム設置規則第二条第二項に規定するチームの長、」を「地域振興部の部及び事務所の長並びに」に、「総合食品研究所食品加工研究所長及び総合食品研究所醸造試験場長」を「総合食品研究センター食品加工研究所長及び総合食品研究センター醸造試験場長」に改め、同号を同表の備考第四号とし、同表の備考第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「センター及び室」を「及び室、同条第二項に規定する課」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同号を同表の備考第三号とし、同表の備考に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 この表において「本庁の部長」とは、秋田県部設置条例(昭和五十六年秋田県条例第二号)第一条に規定する部の長をいう。

二 この表において「本庁の局長」とは、企画振興部少子化対策局、企画振興部学術国際局及び出納局の長をい  
う。

**附 則**

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**秋田県訓令第4号**

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県林産物極印取扱規程（昭和五十七年秋田県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四条第一項中「水と緑の森づくり課長」を「森林整備課長」に改める。

別記様式の備考5中「水と緑の森づくり課」を「森林整備課」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄